

大分県報

令和四年

第三二〇号

六月二十八日

（火曜日）

目次

病院局管理規程

大分県病院局職員の特種勤務手当支給規程の一部改正……………一

告示

身体障害者福祉法による医師の指定……………一

指定漁船調書の縦覧……………二

知事管理漁獲可能量の設定……………二

知事管理漁獲可能量の一部変更……………二

公告

競争入札参加者の資格に関する公示……………三

一般競争入札の実施……………四

土地改良区の役員就退任（二件）……………六

都市計画図書の縦覧……………七

正誤

令和四年三月三十一日付け大分県報号外（二六）に登載の監査委員公表第六百八十九号（包括外部監査人による監査結果の公表）中の訂正……………七

○病院局管理規程

大分県病院局職員の特種勤務手当支給規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和四年六月二十八日

大分県病院局長 井上敏郎

大分県病院局管理規程第六号

大分県病院局職員の特種勤務手当支給規程の一部を改正する規程

大分県病院局職員の特種勤務手当支給規程（平成十八年大分県病院局管理規程第十四号）

令和四年六月二十八日

大分県報（病院局管理規程・告示）

一

の一部を次のように改正する。

第十二条第二項第一号を次のように改める。

- 精神医療センターに勤務する医師 一日につき九百七十円（当該医師が精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第二百二十三号）第十八条第一項に規定する精神保健指定医である場合にあつては、二千六百二十円）

附則

この規程は、令和四年七月一日から施行し、改正後の第十二条の規定は、同日以後に従事した業務について適用する。

○告示 示

大分県告示第二百九十号

身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十五条第一項に規定する医師として次の者を指定した。

令和四年六月二十八日

大分県知事 広瀬勝貞

指定障害区分	医師氏名	勤務場所	指定年月日
腎臓の機能障害	乙咩崇臣	大分県済生会日田病院 日田市大字三和六四三番地の七	令四・六・九
小腸の機能障害 肝臓の機能障害	十時利明	大分県済生会日田病院 日田市大字三和六四三番地の七	"
肢体不自由 音声・言語機能障害 平衡機能障害	藪内健一	大分大学医学部附属病院 由布市挾間町医大ケ丘一丁目一番地	"
肢体不自由 音声・言語機能障害 平衡機能障害	角華織	大分大学医学部附属病院 由布市挾間町医大ケ丘一丁目一番地	"
心臓の機能障害	岸本慎太郎	大分大学医学部附属病院 由布市挾間町医大ケ丘一丁目一番地	"

大分県告示第二百九十一号

漁船損害等補償法施行令（昭和二十七年政令第六十八号。以下「施行令」という。）第五条第一項の規定により、次の一のとおり漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号。以下「法」という。）第百十二条第一項の規定による同意を求めるための事前届出があったので、施行令第五条第三項の規定により、当該届出に係る指定漁船調書を次の二により縦覧に供する。

令和四年六月二十八日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 届出事項

1 発起人の住所及び氏名

大分市大字白木三の三百四十三番地九の四

須川 直樹

大分市大字佐賀関千九百八十七番地

戎 昭治

大分市大字佐賀関千九百番地の三

戎 美彦

2 加入区

佐賀関町加入区

3 法第百十三条第一項の申出をする漁業協同組合の名称

大分県漁業協同組合

二 指定漁船調書の縦覧

1 縦覧期間

令和四年六月二十八日から同年七月十二日まで

2 縦覧場所

(一) 大分市府内町三丁目五番七号
大分県漁業協同組合事務所

(二) 大分市大字佐賀関二千十六番地の四
大分県漁業協同組合佐賀関支店事務所

大分県告示第二百九十二号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第十六条第一項の規定により、まさば及びこ

まさば太平洋系群に関する令和四管理年度における同項に規定する知事管理漁獲可能量を次のように定めたので、同条第四項の規定に基づき、公表する。

令和四年六月二十八日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

まさば及びこまさば太平洋系群に関する令和四管理年度（令和四年七月一日から令和五年六月三十日までの期間をいう。）における漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号。以下「法」という。）第十六条第一項に規定する知事管理漁獲可能量は、次のとおりとする。

第一 まさば及びこまさば太平洋系群

法第十六条第一項に規定する知事管理漁獲可能量は、次の表の上欄に掲げる知事管理区分ごとに、同表下欄に掲げる数量とする。

知事管理区分	知事管理漁獲可能量
大分県まさば及びこまさば漁業区分	現行水準

備考 本県に定められた都道府県別漁獲可能量 現行水準

大分県告示第二百九十三号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号。以下「法」という。）第十六条第五項の規定により、知事管理漁獲可能量の設定（令和四年大分県告示第百五十九号）の一部を次のように変更したので、同条第五項において準用する同条第四項の規定に基づき、公表する。

令和四年六月二十八日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

第二を次のように改める。

第二 くるまぐろ（大型魚）

法第十六条第一項に規定する知事管理漁獲可能量は、次の表の上欄に掲げる知事管理区分ごとに、同表下欄に掲げる数量とする。

知事管理区分	知事管理漁獲可能量
大分県くるまぐろ（大型魚）漁業区分	七・〇トン

備考 本県に定められた都道府県別漁獲可能量 七・〇トン

○公 告

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので次のとおり公示する。
令和四年六月二十八日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 調達をする物品等の種類

大分県データ連携等共通基盤一式

二 競争入札の参加者資格

1 次の(一)から(六)までのいずれかに該当する者は、競争入札に参加することができない。

(一) 競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者（被補助人、被保佐人又は未成年者であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者を除く。）又は破産者で復権を得ない者

(二) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第六号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団（同条第二号に規定する暴力団をいう。）若しくは暴力団員と密接な関係を有する者

(三) 大分県が発注する物品等の調達、売払い及び役務の提供に係る競争入札に参加する者に必要な資格（令和二年大分県告示第三百二十六号。以下「告示」という。）第九条第一項の規定により、競争入札に参加させないこととされ、定められた期間を経過していない者

(四) 営業に関し、許可、認可等を必要とする場合において、これを得ていない者

(五) 国税又は大分県税を滞納している者

(六) 資格審査の申請を行う日（以下「申請日」という。）の属する月の前月の末日（以下「基準日」という。）において継続して事業を営んでいる期間が二年未満である者（基準日において継続して二年以上事業を営んでいた者から、当該事業に係る営業の全部又は一部を承継した者を除く。）

2 資格審査事項については、次のとおりとする。

(一) 営業年数（基準日の前日までの営業年数をいう。）

(二) 営業実績（申請日の直前の決算期から一年前までの間の事業年度（当該事業年度の決算が申請日までに確定しない場合は、決算の確定している事業年度（以下「基準年度」という。）の販売実績や契約実績をいう。）

(三) 経営規模

(1) 従業員数（基準日における営業に従事する者の数をいう。）

(2) 自己資本額（基準年度の決算における自己資本金の額をいう。）

(四) 経営比率（基準年度の決算における流動比率、自己資本固定比率及び利益率をいう。）

(五) その他知事が必要と認める事項

三 入札を希望する者の資格審査申請の方法等

1 申請の方法

競争入札参加資格のない者で入札を希望する者は、県の所定の競争入札参加資格審査申請書及び添付書類を知事に提出するものとする。

2 申請書の提出先及び問合せ先

大分県会計管理局用度管財課物品調達班
〒八七〇・八五〇一 大分市大手町三丁目一番一号
電話 ○九七・五〇六・二九六五

3 申請の時期

令和四年六月二十八日（火曜日）から同年七月十五日（金曜日）までとする。なお、申請者が期日以降に申請を希望する場合は、その後も随時に受け付けるが、入札に間に合わない場合がある。

四 入札参加資格の有効期間及び当該期間の更新手続

1 有効期間

入札参加資格の有効期間は、資格を取得した日から令和四年九月三十日までとする。

2 更新手続

令和四年十月一日以後、入札参加資格を得ようとする者は、告示に基づく入札参加資格の審査の申請により行うものとする。

五 競争入札参加資格審査申請書の入手方法

1 申請書の交付場所

三の2に同じ。

2 インターネットによる入手

大分県ホームページ <https://www.pref.oita.jp/soshiki/201100/shikaku2020.html>

六 入札参加資格の取消し等

1 入札参加資格を取得した者が次の(一)から(四)までのいずれかに該当する場合その他知事が必要と認める場合は、当該入札参加資格を取り消し、又は三年以内の期間を定めて競争入札に参加させないことができる。

(一) 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百六十七条の四第二項に規定する者に該当すると判明した場合

- (一) 二の一の(イ)から(ロ)までの事由のいずれかに該当する者と判明した場合
- (二) 資格審査の申請書及びその添付書類に故意に虚偽の事実を記載したことが判明した場合
- (三) 廃業等の届出又は入札参加を希望している業種等の全てを取り下げる届出を行った場合
- (四) 1に於ける入札参加資格を取り消し、又は競争入札に参加せざることを決定した旨を当該入札参加資格者に通知するものとする。

次のとおり一般競争入札に付するので公告する。

令和四年6月28日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

1 競争入札に付する事項

- (1) 調達をする物品等の種類及び数量
大分県タータ連携等共通基盤一式
- (2) 納入期限
令和四年10月31日（月）
- (3) 借入期間
令和五年3月1日から令和10年2月29日までの長期継続契約とする。
ただし、納入期限は(2)のとおり令和四年10月31日とし、契約締結日から令和五年2月28日までの間は設定調整期間として、この間の賃借料は発生しないものとする。
- (4) 調達内容
別途配布する「大分県タータ連携等共通基盤一式の賃借に係る調達仕様書」のとおり。
- (5) 納入場所
大分県知事が指定する場所
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称
〒870-8501 大分県大分市大手町三丁目1番1号
大分県総務部電子自治体推進室基盤システム管理班（県庁舎本館2階）
電話番号 097-506-2071
メールアドレス a11170@pref.ota.lg.jp
- 3 契約条項を示す場所及び日時
(1) 場所

2に同じ。

- (2) 日時
令和四年6月28日（火）から同年8月5日（金）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の午前9時から午後5時まで。
- 4 大分県物品等電子入札システムの利用
本件入札は、大分県物品等電子入札システムで入札の手続を行う。また、当該入札に係る事項は、この公告に定めるもののほか大分県物品等電子入札システム運用基準による。
- 5 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨
(1) 使用言語 日本語
(2) 通貨 日本国通貨
- 6 競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項
この調達については、(1)から(8)までに掲げる要件を満たしているものに限り入札参加を認める。
- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 大分県が発注する物品等の調達、売払い及び役務の提供に係る競争入札に参加する者に必要な資格（令和二年大分県告示第326号）のうち、リース・レンタルとしての業種登録を取得している者であること。
- (3) 官公庁や地方公共団体との契約実績があり、かつ、それを証明した者であること。
- (4) 大分県物品等電子入札システムにより事前に入札参加申請を行い、入札参加の承認を受けた者であること。ただし、紙による入札を希望する場合は、大分県物品等電子入札システム運用基準に示す手続を行い、その承認を得ること。
- (5) この調達に係る営業に関し、許可、認可等を必要とする場合において、これを得ている者であること。
- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき更生手続開始又は再生手続開始（以下「手続開始」という。）の申立てがなされていない者であること。ただし、手続開始の決定後に、入札に参加する支障がないと認められた者は、この限りでない。
- (7) 公示の日以降開札までの間において、大分県が発注する物品等の調達、売払い及び役務の提供に係る競争入札に参加する者に対する指名停止の措置を受けていない者であること。

<p>(8) 自己又は自己の役員等が、次のいずれにも該当しない者であること及び次の各号に掲げる者が、その経営に実質的に関与していないこと。なお、資格要件確認のため、大分県警察本部に確認する場合がある。</p> <p>ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）</p> <p>イ 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）</p> <p>ウ 暴力団員が役員となっている事業者</p> <p>エ 暴力団員であることを知りながら、その者を雇用・使用している者</p> <p>オ 暴力団員であることを知りながら、その者と下請契約又は資材若しくは原材料の購入契約等を締結している者</p> <p>カ 暴力団又は暴力団員に経済上の利益又は便宜を供与している者</p> <p>キ 暴力団又は暴力団員と社会通念上ふさわしくない交際を有するなど社会的に非難される関係を有している者</p> <p>ク 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用してしている者</p> <p>7 競争入札に参加する者に必要な資格を有するかどうかの審査を申請する時期及び場所</p> <p>(1) 申請の時期 令和4年6月28日（火）から同年7月15日（金）まで（日曜日及び土曜日を除く。）の午前9時から午後5時まで。なお、申請者が期日以降に申請を希望する場合は、その後も随時に受け付けるが、入札に間に合わない場合がある。</p> <p>(2) 申請書類の入手場所及び提出先 〒870-8501 大分県大分市大手町三丁目1番1号 大分県会計管理局用度管財課物品調達班（県庁舎本館2階） 電話 097-506-2956</p> <p>大分県ホームページ https://www.pref.oita.jp/soshiki/20100/shikaku2020.html</p> <p>8 入札説明書等の交付 2に掲げる部局に対し、メールにて申込みを行った者に対してメールにて交付する。</p> <p>9 入札参加条件 入札説明書に規定する参加資格確認申請書兼誓約書等を令和4年7月26日（火）までに2に掲げる部局に提出し、確認を受けること。</p> <p>10 大分県物品等電子入札システムによる入札金額の入札期間 大分県物品等電子入札システムにより、次の期間に入札金額を入力するものとする。た</p>	<p>だし、紙による入札の承認を得た者は、2の場所へ次の期間中に持参又は郵送により提出することを認める。紙による入札で入札書及び委任状に押印を省略する場合、郵送時の封筒の送り主欄又は持参者の身分証明書等で本人（代表者又は受任者）の確認を行うものとする。</p> <p>期間 自 令和4年8月1日（月） 至 令和4年8月8日（月） 午前9時</p> <p>11 開札の日時及び場所 (1) 日時 令和4年8月8日（月） 午前10時</p> <p>(2) 場所 大分県庁舎本館4階 41会議室</p> <p>12 入札保証金 見積金額に12を乗じて得た額の100分の5以上の入札保証金を納付すること。ただし、落札者が契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるときは、入札保証金の全部又は一部の納付が免除される。</p> <p>13 契約保証金 見積金額に12を乗じて得た額の100分の10以上の契約保証金を納付すること。ただし、次の場合は、契約保証金の全部又は一部の納付が免除される。</p> <p>(1) 保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。</p> <p>(2) 過去2年間に国又は都道府県と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上締結し、かつ、これらを全て誠実に履行したものであるものについて、その者が契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき。</p> <p>14 最低制限価格に関する事項 設定しない。</p> <p>15 入札の無効 大分県契約事務規則（昭和39年大分県規則第22号）第27条に規定する事項のほか、入札に関する条件に違反した入札は無効とする。</p> <p>16 再入札 開札の結果、予定価格の制限の範囲内の価格をもって有効な入札を行った者がいないときは、速やかに別に定める日時において再入札を行う。</p> <p>17 落札者の決定の方法 (1) 有効な入札書を提出した者で、大分県契約事務規則第23条の規定により作成された予</p>
---	--

<p>定価格の範囲内で最低の価格をもって入札を行った者を落札者とする。</p> <p>(2) 落札となるべき同値の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに、大分県物品等電子入札システムに整備されている電子くじにより落札者を決定する。</p> <p>18 その他</p> <p>(1) この調達は、世界貿易機関（WTO）に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。</p> <p>(2) その他、詳細は入札説明書による。</p> <p>19 Summary</p> <p>(1) The name of contract matter One set of Oita Prefecture Data Linkage, etc Common Platform -The details are described in the manual of this tender.</p> <p>(2) Time Limit for Tender 9:00 AM on 8 Aug, 2022</p> <p>(3) Contact Point for the Notice Government System Electrization Office, General Affairs Department, Oita Prefectural Government Office 3-1-1, Ohte-machi, Oita city 870-8501 Japan TEL 097-506-2071</p> <p>~~~~~</p> <p>土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十七項の規定により、塚田土地改良区（日田市）から、退任役員及び就任役員の氏名及び住所について次のとおり届出があった。</p> <p>令和四年六月二十八日</p> <p>大分県知事 広 瀬 貞</p> <p>（退任役員）</p>			<p>（就任役員）</p> <table border="1"> <tr> <td>役名</td> <td>氏名</td> <td>住所</td> </tr> <tr> <td>理事</td> <td>川村 平一</td> <td>日田市天瀬町塚田一六九番地一</td> </tr> <tr> <td>"</td> <td>小畑 己智也</td> <td>" 天瀬町塚田一三三七番地二</td> </tr> <tr> <td>"</td> <td>宮崎 仁司</td> <td>" 天瀬町塚田一五三六番地</td> </tr> <tr> <td>"</td> <td>大村 英二</td> <td>" 天瀬町塚田一六九八番地六</td> </tr> <tr> <td>"</td> <td>山本 盛哲</td> <td>" 天瀬町塚田七四六番地</td> </tr> <tr> <td>"</td> <td>森川 重信</td> <td>" 天瀬町塚田一五六一番地一</td> </tr> <tr> <td>"</td> <td>音成 正明</td> <td>" 天瀬町塚田一三九八番地</td> </tr> <tr> <td>"</td> <td>小野 高住</td> <td>" 天瀬町塚田二九七番地</td> </tr> <tr> <td>監事</td> <td>松本 正晴</td> <td>" 天瀬町塚田二五九番地</td> </tr> <tr> <td>"</td> <td>大塚 憲城</td> <td>" 天瀬町塚田一三三二番地</td> </tr> <tr> <td>"</td> <td>河津 隆明</td> <td>" 天瀬町出口一七五六番地</td> </tr> </table> <p>~~~~~</p> <p>土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十七項の規定により、五馬本村土地改良区（日田市）から、退任役員及び就任役員の氏名及び住所について次のとおり届出があった。</p> <p>令和四年六月二十八日</p> <p>大分県知事 広 瀬 貞</p> <p>（退任役員）</p>			役名	氏名	住所	理事	川村 平一	日田市天瀬町塚田一六九番地一	"	小畑 己智也	" 天瀬町塚田一三三七番地二	"	宮崎 仁司	" 天瀬町塚田一五三六番地	"	大村 英二	" 天瀬町塚田一六九八番地六	"	山本 盛哲	" 天瀬町塚田七四六番地	"	森川 重信	" 天瀬町塚田一五六一番地一	"	音成 正明	" 天瀬町塚田一三九八番地	"	小野 高住	" 天瀬町塚田二九七番地	監事	松本 正晴	" 天瀬町塚田二五九番地	"	大塚 憲城	" 天瀬町塚田一三三二番地	"	河津 隆明	" 天瀬町出口一七五六番地
役名	氏名	住所																																							
理事	川村 平一	日田市天瀬町塚田一六九番地一																																							
"	小畑 己智也	" 天瀬町塚田一三三七番地二																																							
"	宮崎 仁司	" 天瀬町塚田一五三六番地																																							
"	大村 英二	" 天瀬町塚田一六九八番地六																																							
"	山本 盛哲	" 天瀬町塚田七四六番地																																							
"	森川 重信	" 天瀬町塚田一五六一番地一																																							
"	音成 正明	" 天瀬町塚田一三九八番地																																							
"	小野 高住	" 天瀬町塚田二九七番地																																							
監事	松本 正晴	" 天瀬町塚田二五九番地																																							
"	大塚 憲城	" 天瀬町塚田一三三二番地																																							
"	河津 隆明	" 天瀬町出口一七五六番地																																							
役名	氏名	住所																																							
理事	川村 平一	日田市天瀬町塚田一六九番地一																																							
"	大村 英二	" 天瀬町塚田一六九八番地六																																							
"	山本 盛哲	" 天瀬町塚田七四六番地																																							

理事 木下隆光 日田市天瀬町五馬市六七三番地

(就任役員)

役名 氏名 住所

理事 湯浅信也 日田市天瀬町五馬市八二八番地

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定による都市計画図書の写しの送付を受けたので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

令和四年六月二十八日

大分県知事 広瀬勝貞

- 一 都市計画の種類及び名称
別府国際観光温泉文化都市建設計画公園 三・三・二号 春木川公園（別府市決定）
- 二 縦覧場所
大分市大手町三丁目一番一号 大分県土木建築部都市・まちづくり推進課

○正 誤

令和四年三月三十一日付け大分県報号外（二六）に記載の監査委員公表第六百八十九号（包括外部監査人による監査結果の公表）中の訂正

ページ	行	誤	正
包括外部監査結果報告書の三四ページ	上から二行目	事業の内容1、2、3	事業の内容1、2
同ページ	上から二六行目	事業の内容4	事業の内容3
同一〇〇ページ	上から九行目	補助者への連絡業務の補助	保護者への連絡業務の補助